

平成29年 3月13日

各 位

株 式 会 社 ア ル ト ナ ー
代 表 取 締 役 社 長 関 口 相 三
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 2 1 6 3)
問 合 せ 先
取 締 役 管 理 本 部 長 張 替 朋 則
電 話 番 号 0 6 - 6 4 4 5 - 7 5 5 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年1月31日に開示いたしましたとおり、平成29年4月27日開催予定の第55期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行を予定しておりますが、本日開催の取締役会において、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除並びに取締役会及び取締役に関する規定の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設するものであります。
- (3) 上記規定の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年4月27日（予定）

定款変更の効力発生日 平成29年4月27日（予定）

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第22条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 当社の取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員を除く。)の</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<u>の全員の同意がある</u>ときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる<u>もの</u>に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>中から</u>選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる<u>者</u>に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 <u>前条</u>第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 <u>第26条</u>第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の<u>損害賠償責任</u>を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の<u>損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(員数)</u> 第32条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> 第33条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によ</u> <u>って選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使す</u> <u>ることができる株主の議決権の3分の1以</u> <u>上を有する株主が出席し、その議決権の過</u> <u>半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第34条 <u>当社の監査役の任期は、選任後4年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> <u>に関する定時株主総会の終結の時までと</u> <u>する。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、</u> <u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u> <u>とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 <u>当社の監査役会は、監査役の中から常</u> <u>勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 <u>当社の監査役会の招集通知は、会日の</u> <u>3日前までに各監査役に対して発する。た</u> <u>だし、緊急の必要があるときは、この期間</u> <u>を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続を経ないで監査役会を開催すること</u> <u>ができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段</u> <u>の定めがある場合を除き、監査役の過半数</u> <u>をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第38条 当社の監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第39条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第40条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第34条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第35条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第37条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第45条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第41条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第46条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度に</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>を法令</p>

現行定款	変更案
<p>において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第47条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第43条</u> (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第48条</u> 当社の剰余金の配当は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第49条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第45条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第50条</u> 当社の剰余金の配当および中間配当</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第46条</u> 当社の配当財産が金銭である場合は、</p>

現行定款	変更案
<p>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>その</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 当会社は、第55期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第55期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上